

水道事業ガイドラインの規格改正について

平成 28 年 3 月 3 日
日本水道協会工務部規格課

JWWA Q100（水道事業ガイドライン）は、平成 17 年の規格制定から長年が経過し、この間、新水道ビジョンの策定、東日本大震災を受けた耐震対策の強化、水質基準などの水道関係法令の改正といった水道事業を取り巻くコンテクストが大きく変化しているほか、PI の公表状況に関する調査から、中・小規模の水道事業体におけるガイドラインの活用が少ない実態が判明した。

以上のことから、水道事業ガイドラインに関する規格専門委員会において規格改正に向けた検討を行い、平成 28 年 3 月 2 日付でこの規格を改正した。

規格改正の要点は、次のとおりである。

- 1) PI の構成を、水道ビジョンに合わせた構成から、水道事業として普遍的な目標による構成に変更した。
- 2) 他の水道事業体と PI の値を比較するような利用方法を考慮し、“主要背景情報 (CI)” を設けた。
- 3) 事業計画などへの PI の活用事例を参考として示した。
- 4) PI の選択について、水道事業体の実態を踏まえ、従来、“可能な限り全 PI を算出する”としていたところを、“水道事業体の合理的な判断に基づき PI を選択して算出する”に変更し、附属書 A に業務指標の選択の例を参考として示した。
- 5) 現在の水道を取り巻く事情及び水道事業体の意見を反映し、PI の追加、変更、修正、削除を行った。
- 6) 利便性を考慮し、本協会が発刊している“JWWA Q 100 水道事業ガイドライン”と“解説水道事業ガイドライン”の内容を 1 冊にまとめ、合本化した。

※規格冊子は、4 月中旬頃の発刊を予定。